

認定書

国住指第4115号
令和3年3月23日

YKK AP株式会社
代表取締役社長 堀秀充様

国土交通大臣 赤羽一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二口及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

EB-3197

2. 認定をした構造方法等の名称

複層ガラス入硬質塩化ビニル樹脂・アルミニウム合金複合製引違い窓（二枚引違い）

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。